

平成 25 年度 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県・概要版）

厚生労働省が実施した平成 25 年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

本報告は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに相談・通報があった事例の対応状況を集計しています。  
 なお、表中「平成 24 年度」の欄は、法が施行された平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの半年間の集計ですので、ご留意下さい。

【調査結果の全体像】

		平成 25 年度	平成 24 年度 (H24.10.1~H25.3.31)
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	124 件	77 件
	虐待判断件数	51 件	37 件
	被虐待者数	51 人	37 人
障害者福祉施設従業者等による障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	17 件	23 件
	虐待判断件数	5 件	1 件
	被虐待者数	5 人	1 人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	5 件	15 件
	虐待判断件数		
	被虐待者数		

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、124 件でした。
- 相談・通報者は、「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が 37.9%と最も多く、次いで「本人による届出」が 24.2%、「当該市町行政職員」が 9.7%でした。

表－1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	その他	不明	合計
H25 年度	件数	30	6	2	2	7	5	47	0	2	12	11	0	124
	%	24.2	4.8	1.6	1.6	5.7	4	37.9	0.0	1.6	9.7	8.9	0.0	100.0
H24 年度	%	24.7	6.5	1.3	3.9	10.4	0.0	41.6	0.0	1.3	9.1	6.5	0.0	100.0

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

## (2) 虐待の種別・類型

○事実確認の結果、市町が、虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」）は51件でした。

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が51.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」が33.3%、「放棄、放置」が25.5%、「経済的虐待」が21.6%でした。

表－2 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H25年度	件数	26	4	17	13	11	71
	%	51.0	7.8	33.3	25.5	21.6	-
H24年度	%	51.4	5.4	56.8	29.7	24.3	-

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対応するもの。

○性別では、男性が47.1%、女性が52.9%でした。年齢では、「50～59歳」が21.6%と最も多く、次いで「～19歳」、「20～29歳」および「60～64歳」がそれぞれ15.7%、「30～39歳」および「40～49歳」がそれぞれ13.7%でした。

表－3 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H25年度	人	24	27	51
	%	47.1	52.9	100.0
H24年度	%	51.4	48.6	100.0

表－4 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H25年度	件数	8	8	7	7	11	8	2	51
	%	15.7	15.7	13.7	13.7	21.6	15.7	3.9	100.0
H24年度	%	21.6	24.3	18.9	10.8	10.8	13.5	0.0	100.0

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が66.7%と最も多く、次いで「身体障害」が35.3%、「精神障害」が31.4%でした。

表－5 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
H25年度	人	18	34	16	0	1	69
	%	35.3	66.7	31.4	0.0	2.0	-
H24年度	%	40.5	64.9	21.6	10.8	2.7	-

（注）割合は、被虐待者数の総数に対応するもの。

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「母」が25.5%と最も多く、次いで「父」が21.8%、「兄弟姉妹」が16.4%、「夫」が12.7%、「息子」と「娘」が3.6%でした。

表－6 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
		H25年度	件	12	14	7	0	2	2	0	0	9	0	1	8
	%	21.8	25.5	12.7	0	3.6	3.6	0.0	0.0	16.4	0.0	1.8	14.6	0.0	100.0
H24年度	%	35.0	22.5	7.5	5.0	5.0	2.5	0.0	0.0	15.0	0.0	0.0	5.0	2.5	100.0

(注) 割合は、虐待者数の総数に対するもの。

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が18件(35.3%)でした。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、27件(52.9%)であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」や「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」等が行われていました。

表－7 虐待への対応策としての分離の有無

	H25年度		H24年度
	件	%	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	18	35.3	21.6
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	27	52.9	54.1
被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例	0	0.0	0.0
現在対応について検討・調整中の事例	2	3.9	13.5
その他	4	7.8	10.8
合計	51	100.0	100.0

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、17件でした。

○相談・通報者（複数回答）は延べ19件で、「家族・親族」が35.3%と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」が17.6%でした。

表－8 相談・通報者（複数回答）

		本人 による 届出	家族 ・ 親族	近隣 住民 ・知 人	民生 委員	医療 機関 関係 者	教 職 員	相談支 援専門 員・障 害者福 祉施設 従事者 等	当該施 設・事 業所 職員	当該施 設・事 業所 元職員	警察	運営 適正 化委 員会	その他	不明	合計
		H25年度	件数	2	6	0	0	1	0	2	3	1	0	0	3
	%	11.8	35.3	0	0	5.9	0.0	11.8	17.6	5.9	0.0	0.0	17.6	5.9	-
H24年度	%	17.4	21.7	0.0	0.0	0.0	0.0	52.2	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。

## (2) 虐待の種別・類型

○市町および県による事実確認の結果、虐待判断事例は5件でした。

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」と「心理的虐待」がそれぞれ60.0%でした。

表－9 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H25年度	件数	3	0	3	0	0	6
	%	60.0	0.0	60.0	0.0	0.0	-
H24年度	%	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	-

(注) 割合は、虐待判断事例の総数に対するもの。

○性別では、男性が60.0%、女性が40.0%でした。年齢では、「20～29歳」、「40～49歳」、「50～59歳」、「60～64歳」および「65歳以上」がそれぞれ20.0%でした。

表－10 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H25年度	人	3	2	5
	%	60.0	40.0	100.0
H24年度	%	0.0	100.0	100.0

(注) 割合は、虐待判断事例の総数に対するもの。

表－11 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H25年度	件数	0	1	0	1	1	1	1	5
	%	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	100.0
H24年度	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0

(注) 割合は、虐待判断事例の総数に対するもの。

表－12 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他	合計
H25年度	人	1	5	0	0	0	6
	%	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0	-
H24年度	%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	-

(注) 割合は、被虐待者数の総数に対するもの。

○虐待への対応策としては、「報告徴収、出頭要請、立入り調査」が5件、「改善勧告」が1件が行われていました。

表一13 虐待への対応策

		H25 年度	H24 年度
障害者総合支援法または児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	5	0
	改善勧告	1	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0
県よる指導	一般指導	3	1

### 3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

#### (1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、5件でした。

○相談・通報者は、「本人による届出」が60.0%と最も多く、次いで「相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等」が20.0%でした。

表一14 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市区町村行政職員	その他	不明	合計
H25 年度	件数	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	5
	%	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	100.0
H24 年度	%	6.7	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	73.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	100.0

(注) 割合は、相談・通報件数の総数に対するもの。